

社会福祉法人 杜の会  
役員・評議員の費用弁償規程

制定日	2016（平成28）年10月 1日
施行日	2024年 10月 1日
改訂日	2024年 10月 1日
決裁機関	理事会
区分	区分1規程

## 社会福祉法人 杜の会 役員・評議員の費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人杜の会の法人業務に伴う役員・評議員等に対する費用弁償に定める。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 前条の業務の場合は、日当として10,000円を支給できるものとする。

2 交通費については、旅費規程及び職員の自家用車の公用使用に関する要綱に定めるところによる。

(適用除外)

第4条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第2条の業務の場合は、この規程は適用しない。

附 則

制定・改正・施行履歴については、別紙を参照

